

8月は「道路ふれあい月間」です

～続け未来に 地域の道路は たからもの～

交通に支障を及ぼすおそれのある

竹木等の伐採・せん定・適切な管理をお願いします

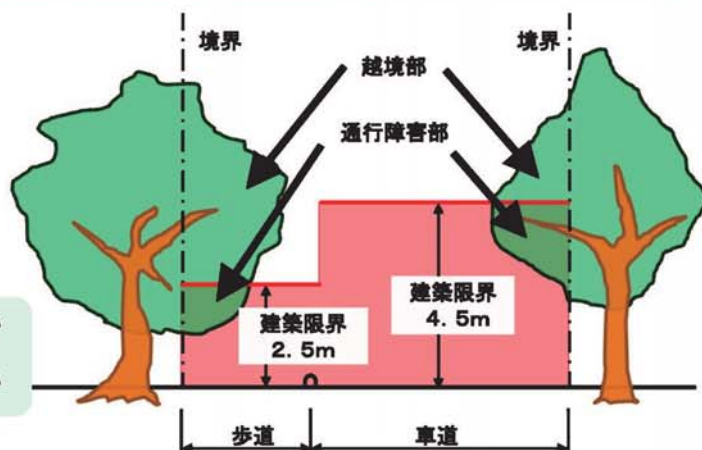
私有地から道路や歩道にはみ出した枝や葉は、交通事故の大きな原因となります。

もし、道路にはみ出した草木が原因で事故が起きた場合、その所有者（持ち主）が損害賠償などの責任を問われることがありますので、トラブルを未然に防ぐためにも、定期的にご自身の所有地をご確認いただき、せん定や伐採、草刈りをお願いいたします。

道路にはみ出してはいけない範囲（道路法・建築限界）

道路の安全を守るため、法律によって「この高さ・幅の間には物を置いてはいけない、枝を張り出してはいけない」という空間のルール（建築限界）が決まっています。

- ・ 車が通る道の上：高さ 4.5m まで
- ・ 人が歩く道の上：高さ 2.5m まで



注意事項

- ・ 私有地からはみ出した木や竹は、たとえ道路に出ていても「土地の持ち主の財産」です。法律（民法）により、持ち主ご自身での管理が義務付けられており、原則として町が代わりに伐採することはできませんので、適切な管理へのご協力をお願いします。
- ・ せん定や伐採作業を行うときは、ご自身の安全を第一にお願いします。
- ・ 高い場所や電線の近くでの作業は大変危険ですので、無理をせず専門の業者にご相談ください。

いつもありがとうございます

日頃より振興会清掃などの道路美化活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。道路にはみ出した樹木のせん定や路肩の草刈り、側溝清掃など、皆様のお気遣いと日々の活動が、安心安全で快適な道路環境はもちろん、交通事故や大雨時の道路冠水、土砂災害を防ぐ大きな力になっています。

引き続き皆様の温かいご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先 肝付町役場

建設課 ☎0994(65)8424 ・ 農業振興課 ☎0994(65)8417 ・ 林務水産商工課 ☎0994(67)4513